

## ■ 建築基準法に基づく事務手数料

事務の種類	白岡市建築基準法等関係手数料条例			
	別表	区分	金額 (円)	
建築物の確認申請・計画通知	第1号	ア	～ 30㎡以内	8,000
		イ	30㎡超え ～ 100㎡以内	20,000
		ウ	100㎡超え ～ 200㎡以内	34,000
		エ	200㎡超え ～ 300㎡以内	36,000
		オ	300㎡超え ～ 500㎡以内	39,000
		カ	500㎡超え ～ 1,000㎡以内	58,000
		キ	1,000㎡超え ～ 2,000㎡以内	78,000
		ク	2,000㎡超え ～ 10,000㎡以内	235,000
		ケ	10,000㎡超え ～ 50,000㎡以内	420,000
	コ	50,000㎡超え ～	777,000	
建築物と昇降機の 確認申請・計画通知	第2号	ア	昇降機 小荷物専用昇降機	第1号の額+14,000/基 第1号の額+5,000/基
		イ	建築物の変更と昇降機の変更 建築物の変更と小荷物専用昇降機の変更	第1号の額+7,000/基 第1号の額+4,000/基
		ウ	建築確認申請の変更のみ	第1号の額
		エ	昇降機の変更のみ 小荷物専用昇降機の変更のみ	7,000/基 4,000/基
建築物確認申請と 建築物省エネ法（仕様基準） 確認申請・計画通知	第3号	ア	【新築】	
		(ア)	一戸建ての住宅 200㎡未満 一戸建ての住宅 200㎡以上	第1号の額+14,000/棟 第1号の額+16,000/棟
		(イ)	共同住宅等	第1号の額+27,000/棟
		イ	【変更】	
		(ア)	一戸建ての住宅 200㎡未満 一戸建ての住宅 200㎡以上	第1号の額+7,000/棟 第1号の額+8,000/棟
		(イ)	共同住宅等	第1号の額+13,500/棟
建築設備（昇降機）の確認申請	第4号	ア	昇降機1基ごとに 小荷物専用昇降機1基ごとに	14,000 5,000
		イ	変更 昇降機1基ごとに 変更 小荷物専用昇降機1基ごとに	7,000 4,000
工作物（看板）の確認申請	第5号	ア	一の工作物ごとに	12,000
		イ	変更 一の工作物ごとに	5,000
建築物の完了検査	第6号	ア	～ 30㎡以内	15,000
		イ	30㎡超え ～ 100㎡以内	24,000
		ウ	100㎡超え ～ 200㎡以内	34,000
		エ	200㎡超え ～ 300㎡以内	37,000
		オ	300㎡超え ～ 500㎡以内	42,000
		カ	500㎡超え ～ 1,000㎡以内	59,000
		キ	1,000㎡超え ～ 2,000㎡以内	82,000
		ク	2,000㎡超え ～ 10,000㎡以内	208,000
		ケ	10,000㎡超え ～ 50,000㎡以内	331,000
	コ	50,000㎡超え ～	666,000	
建築物と昇降機の完了検査	第7号	昇降機		第6号の額+17,000/基
		小荷物専用昇降機		第6号の額+10,000/基
建築物の確認申請と 建築物省エネ法の完了検査	第8号	ア	～ 30㎡以内	第6号の額+3,000
		イ	30㎡超え ～ 100㎡以内	第6号の額+5,000
		ウ	100㎡超え ～ 200㎡以内	第6号の額+6,000
		エ	200㎡超え ～ 300㎡以内	第6号の額+7,000
		オ	300㎡超え ～ 500㎡以内	第6号の額+8,000
		カ	500㎡超え ～ 1,000㎡以内	第6号の額+11,000
		キ	1,000㎡超え ～ 2,000㎡以内	第6号の額+16,000
		ク	2,000㎡超え ～ 10,000㎡以内	第6号の額+41,000
		ケ	10,000㎡超え ～ 50,000㎡以内	第6号の額+66,000
	コ	50,000㎡超え ～	第6号の額+133,000	
建築設備（昇降機）の 完了検査	第9号	昇降機1基ごとに		17,000
		小荷物専用昇降機1基ごとに		10,000
工作物（看板）の完了検査	第10号	一の工作物ごとに		12,000
仮使用認定	第11号	1件ごとに		120,000
位置指定道路の 指定、変更、取消	第12号	1件ごとに		50,000

建築物の敷地と道路との関係の認定	第13号	1件ごとに	27,000
仮設建築物の許可	第14号	1件ごとに	120,000
総合設計による一団地の特例認定	第15号	ア 建築物が2以下の場合	78,000
		イ 建築物が3以上の場合	78,000 + 28,000/棟
既存建築物を前提とした総合設計特例認定	第16号	【既存建築物を除く】	
		ア 建築物が1以下の場合	78,000
		イ 建築物が2以上の場合	78,000 + 28,000/棟
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第17号	【一敷地内建築物を除く】	
		ア 建築物が1以下の場合	78,000
		イ 建築物が2以上の場合	78,000 + 28,000/棟
一の敷地とみなす等の認定の取消	第18号	1件ごとに	6,400 + 12,000/棟
一団地の住宅の関する容積率等の適用除外認定	第19号	1件ごとに	27,000
全体計画認定	第20号	1件ごとに	27,000
全体計画認定の変更	第21号	1件ごとに	27,000
用途変更に伴う全体計画認定	第22号	1件ごとに	27,000
興行場に用途変更する使用許可申請	第23号	1件ごとに	120,000
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定	第24号	1件ごとに	27,000
既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定	第25号	1件ごとに	27,000
台帳記載証明	第26号	1件ごとに	400
道路位置指定写し交付	第27号	1件ごとに	400
建築計画概要書の交付	第28号	1件ごとに	400